

* 北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

条 例

○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課)	1
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …………… (教育庁給与課)	10
○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例…………… (教育庁給与課)	15
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …………… (警察本部警務課)	16

条 例

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成15年11月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第66号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)の一部を
次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「31万1,400円」を「30万7,900円」に改め、同項
第2号中「5万800円」を「5万200円」に改める。

第9条第3項中「1万4,000円」を「1万3,500円」に改める。

第10条の5第2項第2号中「3,000円」の次に「(当該住宅が、当該職員その
他人事委員会規則で定める者によって新築され、又は購入されたもので当該新
築又は購入の日から起算して5年を経過した後のものその他人事委員会規則で

定めるものである場合にあっては、2,000円)」を加える。

第19条第2項中「100分の170」を「100分の145」に改め、同条第3項中「100
分の170」を「100分の145」に、「100分の90」を「100分の75」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

試されるあなたの運転この大地へストップ・ザ・交通事故死へ

別表第1（第4条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	120,600	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	124,300	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	128,100	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	131,900	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	134,400	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	138,800	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	143,300	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	148,500	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	154,300	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	160,200	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	166,500	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	171,100	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	174,600	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	177,600	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	180,300	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17	182,800	240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18	184,800	243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19	186,800	244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20	188,400		294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300	430,600				
	24			302,000	355,200	376,400	416,700	434,100				
	25			303,900	357,600	379,000		437,600				
	26			305,700	359,800	381,600		441,100				
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再任 用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円
	2	136,800	214,300	250,400	300,700	328,400
	3	140,800	222,700	268,100	327,000	350,800
	4	145,800	231,200	278,100	338,000	362,000
	5	151,600	238,900	291,600	349,100	373,100
	6	161,400	246,500	304,900	360,200	383,900
	7	170,700	253,900	317,600	371,200	397,700
	8	180,200	260,800	326,000	382,000	411,300
	9	189,900	268,400	334,400	392,700	424,500
	10	200,100	275,600	342,700	403,300	433,700
	11	210,700	282,600	350,500	413,800	442,400
	12	217,100	288,700	358,000	422,200	450,700
	13	223,200	294,400	365,300	429,000	458,700
	14	227,700	300,100	372,200	435,800	465,200
	15	231,300	304,600	379,000	442,400	470,100
	16	235,100	309,100	385,300	446,700	474,100
	17	238,700	313,300	391,200	449,800	477,900
	18	242,500	316,300	394,100	453,100	481,600
	19	245,700	319,200	397,000	456,500	485,400
	20	248,900		399,600	459,800	489,100
	21	252,100		402,500	463,200	492,700
	22	255,200		405,200	466,700	496,300
	23	257,000		408,100	470,000	500,000
	24			410,900	473,300	
	25			413,800	476,800	
	26			416,900		
	27			419,800		
	28			422,700		
再任用職員		220,300	250,600	289,100	341,000	367,100

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円
	2	160,800	202,800	252,700	285,600	365,900
	3	168,700	211,600	265,600	300,500	381,000
	4	178,800	220,500	278,300	315,700	393,400
	5	189,600	230,000	292,000	330,600	405,600
	6	197,300	239,400	305,900	345,800	417,600
	7	204,600	251,900	319,600	360,700	429,300
	8	212,300	264,200	332,800	375,700	440,800
	9	220,600	276,600	346,200	386,600	452,300
	10	229,900	288,000	359,100	397,000	463,500
	11	237,500	300,000	368,900	406,600	474,700
	12	246,100	311,800	378,900	415,600	486,100
	13	254,000	319,700	388,400	424,200	497,300
	14	261,900	326,600	397,100	432,600	508,500
	15	269,300	333,200	405,500	440,200	519,700
	16	276,500	339,700	413,100	447,600	530,000
	17	283,200	346,200	420,500	454,700	539,200
	18	289,600	352,000	427,600	460,900	548,300
	19	295,900	357,700	434,700	466,500	557,200
	20	301,900	363,300	440,500	472,000	566,100
	21	307,600	368,800	445,400	477,400	574,300
	22	312,500	374,300	449,800	482,700	580,600
	23	317,000	378,900	452,900	487,900	585,600
	24	321,400	382,800	456,000	493,000	590,200
	25	324,900	385,700	458,900	497,000	
	26	328,000	388,400	462,000	500,300	
	27	331,000	391,300	465,000	503,600	
	28	333,700	394,000	468,100		
	29	335,900	396,800	471,100		
	30	337,900	399,400			
	31	340,000	402,200			
	32	342,000	405,000			
	33	344,000	407,900			
	34	346,000	410,700			
	35	348,000				
	36	350,100				
	37	352,200				
	38	354,400				
	特1					823,000
	特2					844,000
	特3					867,000
再任用職員		239,500	288,100	304,100	336,400	417,800

備考(1) この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の5級の号俸のうち特1号俸から特3号俸までの号俸は、札幌医科大学の学長に適用する。

別表第4（第4条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円
	2	134,500	183,500	255,100	296,700	340,400
	3	138,900	193,300	268,300	310,500	352,500
	4	144,000	202,400	281,700	324,300	364,800
	5	150,300	211,500	294,900	338,200	377,100
	6	157,800	221,000	308,300	348,900	389,000
	7	166,300	232,500	322,000	358,700	401,600
	8	175,300	243,800	335,600	368,300	414,400
	9	183,600	255,100	345,600	377,900	427,900
	10	190,900	264,900	354,900	387,200	441,100
	11	198,300	275,100	363,400	396,300	454,100
	12	206,000	285,000	371,000	405,200	467,000
	13	213,700	292,200	377,800	413,900	479,400
	14	221,500	298,900	384,200	422,400	491,600
	15	229,700	305,600	390,300	430,700	503,300
	16	238,000	312,200	396,300	438,300	514,800
	17	244,300	318,800	402,200	445,800	526,100
	18	250,400	325,500	407,300	453,200	537,700
	19	256,500	331,900	411,600	460,500	548,100
	20	262,400	338,200	416,000	467,000	555,900
	21	267,800	344,500	420,000	473,700	562,800
	22	273,100	349,300	423,900	478,700	568,700
	23	278,200	353,400	427,700	483,200	573,900
	24	283,200	356,200	431,500	487,000	577,900
	25	287,900	359,000	434,900		
	26	291,700	361,800	438,200		
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
	32	306,600				
再任用職員		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円
	2	235,900	295,800	347,000	425,700
	3	245,800	311,900	363,600	438,500
	4	261,000	328,200	380,300	450,500
	5	276,900	344,600	396,900	462,300
	6	292,700	361,000	409,400	473,600
	7	307,600	377,500	422,200	484,900
	8	323,100	394,100	434,700	495,600
	9	337,800	406,600	446,700	506,000
	10	350,700	418,000	458,200	516,100
	11	363,400	428,600	469,000	525,700
	12	375,800	438,100	479,800	535,400
	13	385,000	447,200	490,100	544,300
	14	393,800	456,100	499,800	552,900
	15	401,000	464,800	509,500	561,500
	16	405,700	473,500	517,800	569,800
	17	410,200	482,000	526,200	578,200
	18	412,700	488,000	534,600	586,000
	19		492,900	541,200	592,500
	20		497,000	547,700	597,700
	21		500,300	552,400	602,300
	22		503,800	557,000	
	23		507,300	561,600	
	24		510,700	565,700	
			514,100	569,800	
再任用職員		294,700	346,500	397,800	465,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 —	円 —	円 205,400	円 228,600	円 265,200	円 306,800	円 342,100
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900	
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500	
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100	
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100		
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500		
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900		
	24		295,700	354,400	378,000	426,300		
	25		297,500	356,700	380,400			
	26		299,200	358,700	382,900			
	27		301,100	360,800	385,500			
	28		302,800	362,900				
	29			365,100				
	30			367,300				
再任 用職 員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200	366,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	
	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
	25	283,900	336,800	378,600	398,900	430,300		
	26	288,000	340,700	381,900	402,200			
	27	291,500	344,000	384,900	405,100			
	28	294,600	347,000	387,700	407,500			
	29	297,100	349,700	390,500				
	30	299,200	351,800	393,200				
	31	301,000	353,800	395,500				
	32	302,900	355,700					
	33	304,800	357,600					
	34	306,700	359,700					
	35	308,600	361,800					
	36	310,500	364,000					
	37	312,300	366,300					
	38	314,400	368,500					
	39	316,300						
	40	318,400						
	41	320,200						
再任用職員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100	380,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 北海道職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の4 第1項中「移転した場合」の次に「(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は部局に引き続き6箇月を超えて在勤し

ていた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)」を加え、「同じ」を「異動等後の支給割合」

という」に、「に達しない」を「(同条第2項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しない」に、「により当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は部局に係る」を「により当該異動等に係るこの項本文の規定による」に、「3年」を「2年」に、「、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は部局に在勤するものとした場合に第10条の2の規定により支給されることとなる調整手当(当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は部局に係る調整手当の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の支給割合による調整手当)」を「(第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当」に、「さらに」を「更に」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該異動等の日から同日以来1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の日以後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)

(2) 当該異動等の日から同日以来2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
第11条第2項中「月額」を「額」に、「応じて」を「応じ」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に

当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

第11条第2項第2号中「2,000円(」を「支給単位期間につき、2,000円(」に改め、同項第3号中「1箇月」を「支給単位期間」に、「前号に掲げる額」を「支給単位期間につき、前号に定める額」に改め、同項第4号中「応じ、」の次に「第1号及び第2号若しくは前号に定める額(1箇月当たりの)」を加え、「及び第2号若しくは第3号」を「及び第2号又は前号」に、「掲げる額」を「定める額」に、「(その額が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を4万5,000円に加算した)」を「が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に、「又は第2号若しくは第3号」を「又は第2号若しくは前号」に改め、同条第3項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が2万円を超えるときは、2万円)及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。))が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第11条第4項中「月額」を「額」に改め、同条第5項中「の支給」の次に「及び返納」を加え、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月の人事委員会規則で定める日

に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第19条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の75」を「100分の85」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	409,000
2	483,000
3	561,000
4	653,000
5	762,000
6	870,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	337,000
2	376,000

3	406,000
---	---------

第6条第2項中「、「100分の170」を「、「100分の145」に、「100分の180」を「100分の160」に改める。

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の170」を「100分の160」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	404,000
2	457,000
3	514,000
4	585,000
5	668,000
6	781,000
7	913,000

第5条第2項から第4項までの規定中「、「100分の170」を「、「100分の145」に、「100分の180」を「100分の160」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の170」を「100分の160」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条並びに附則第6項及び第9項の規定は、平成16年4月1日から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(第1号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事委員会規則で定める。
 - (1) 北海道職員の給与に関する条例(附則第5項第1号を除き、以下「給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額
 - (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第5条第4項の規定による給料月額
 - (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第4条第3項の規定による給料月額
(施行日前の異動者の号俸等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号俸等の基礎)
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例(北海道職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第50号)を含む。)若しくは北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第30号)附則第2項若しくは第3項、第3条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 5 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第19条第2項(同条第3

項、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例第6条第2項又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項若しくは第21条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)第4条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。この項後段において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員(北海道職員の給与に関する条例(以下この号において「道職員給与条例」という。)、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)、北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。))及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。))の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。))となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。))にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日))において職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(道職員給与条例第11条の2第2項、学校職員給与条例第10条の2の5第2項(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。))及び警察職員給与条例第13条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。)、特地勤務手当(道職員給与条例第12条の3、警察職員給与条例第14条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。)、へき

地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の1.13を乗じて得た額に、8（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある者にあつては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

(2) 職員に対し平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.13を乗じて得た額
（調整手当に関する経過措置）

6 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与条例第10条の4の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第2条の規定による改正後の給与条例第10条の4の規定の適用については、同条第1項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は部局に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第2項中「前項」とあるのは「北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第66号）附則第6項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

（人事委員会規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正）

8 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の180」を「100分の160」に改める。

9 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第67号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「1万4,000円」を「1万3,500円」に改める。

第10条の2の3第2項第2号中「3,000円」の次に「（当該住宅が、当該学校職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、又は購入されたもので当該新築又は購入の日から起算して5年を経過した後のものその他人事委員会規則で定めるものである場合にあつては、2,000円）」を加える。

第19条第2項中「100分の170」を「100分の145」に改め、同条第3項中「100分の170」を「100分の145」に、「100分の90」を「100分の75」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額	10 級 給料月額	11 級 給料月額
再任用職員以外の 学校職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	120,600	170,700	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	3	124,300	177,400	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	4	128,100	184,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	5	131,900	190,200	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	6	134,400	195,500	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	7	138,800	200,700	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	8	143,300	205,800	222,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	9	148,500	210,700	229,000	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	10	154,300	215,100	236,400	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	11	160,200	219,500	242,800	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	12	166,500	223,700	249,200	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	13	171,100	228,000	255,400	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	14	174,600	231,200	260,900	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	15	177,600	234,100	266,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	16	180,300	237,200	271,400	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	17	182,800	240,100	276,500	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	18	184,800	243,000	281,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	19	186,800	244,800	285,000	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	20	188,400		288,700	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	21			291,900	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	22			294,200	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	23			296,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	24			298,100	353,000	373,800	413,300	430,600				
	25			300,000	355,200	376,400	416,700	434,100				
	26			302,000	357,600	379,000		437,600				
	27			303,900	359,800	381,600		441,100				
	28			307,600	362,100							
	29			309,600	364,300							
	30			311,500								
	31			313,400								
	32			315,300								
	32			317,100								
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。ただし、第22条及び附則第2項に規定する学校職員を除く。

別表第2（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の学校職員	1	円	円	円	円
	2	147,400	191,100	311,100	404,900
	3	153,600	198,000	324,600	414,900
	4	160,800	205,000	337,800	424,300
	5	168,700	212,400	347,900	433,700
	6	177,700	220,300	358,000	443,100
	7	187,700	231,300	368,300	452,000
	8	194,300	242,800	378,200	460,800
	9	201,000	254,400	387,700	469,200
	10	207,700	266,700	397,200	478,200
	11	214,800	279,400	406,100	487,100
	12	222,100	292,500	414,900	497,000
	13	230,300	306,100	423,500	506,100
	14	238,000	319,500	431,700	514,500
	15	245,900	332,100	439,400	521,800
	16	253,800	342,000	446,800	526,200
	17	261,600	351,900	454,200	
	18	269,300	361,900	462,200	
	19	276,900	371,300	470,200	
	20	283,700	380,600	478,100	
	21	290,300	389,500	485,900	
	22	296,400	397,400	493,700	
	23	302,400	404,500	500,500	
	24	308,300	411,700	504,500	
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
	31	342,400	448,700		
	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000	458,500		
	35	352,000	461,300		
	36	353,800	464,100		
	37	355,500	466,900		
	38	357,200	469,700		
	39	359,400			
	40	361,400			
再任用職員		238,500	283,700	355,000	431,000

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2の2第1項中「移転した場合」の次に「（これらの学校職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は学校等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）」を加え、「この条」を「この項」に、「同じ」を「この項において「異動等後の支給割合」という」に、「に達しない」を「（同条第2項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しない」に、「3年」を「2年」に、「当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は学校等に在勤するものとした場合に同条の規定により支給されることとなる調整手当（当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は学校等に係る調整手当の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の支給割合による調整手当）」を「（第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）」、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当」に、「さらに」を「更に」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の日以後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

第10条の2の4第2項中「月額」を「額」に、「応じて」を「応じ」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 前項第1号に掲げる学校職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5

万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

第10条の2の4第2項第2号中「2,000円()」を「支給単位期間につき、2,000円()」に改め、同項第3号中「1箇月」を「支給単位期間」に、「前号に掲げる額」を「支給単位期間につき、前号に定める額」に改め、同項第4号中「応じ、」の次に「第1号及び第2号若しくは前号に定める額(1箇月当たりの)」を加え、「及び第2号若しくは第3号」を「及び第2号又は前号」に、「掲げる額」を「定める額」に、「(その額が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を4万5,000円に加算した)」を「が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に、「又は第2号若しくは第3号」を「又は第2号若しくは前号」に改め、同条第3項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が2万円を超えるときは、2万円)及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第10条の2の4第4項中「月額」を「額」に改め、同条第5項中「の支給」の次に「及び返納」を加え、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

- 5 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される学校職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該学校職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

第19条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の75」を「100分の85」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた学校職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会

の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（学校職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、学校職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額、第1条の規定による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例（北海道学校職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第51号）を含む。）又は北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第31号）附則第2項若しくは第3項（これらの規定を同条例附則第5項において準用する場合を含む。）及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成15年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第19条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項若しくは第21条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第2項において準用する場合を含む。）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第4条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める学校職員にあっては、第1号に掲げる額。この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、12月期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員（北海道学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与条例、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海

道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。）となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（学校職員給与条例第10条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）、道職員給与条例第11条の2第2項及び警察職員給与条例第13条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特地勤務手当（道職員給与条例第12条の3、警察職員給与条例第14条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の1.13を乗じて得た額に、8（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある者にあっては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

- (2) 職員に対し平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.13を乗じて得た額
（調整手当に関する経過措置）

- 6 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の学校職員給与条例第10条の2の2の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の適用を受けている学校職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第2条の規定による改正後の学校職員給与条例第10条の2の2の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の適用については、同条第1項中「場合（これらの学校職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は学校等に引き続き6箇月を超えて在

勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第2項中「前項」とあるのは「北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第67号）附則第6項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

（学校栄養職員又は看護師である技術職員の給料の切替え等）
7 学校栄養職員又は看護師である技術職員の給料の切替えその他の経過措置については、道職員給与条例別表第5の医療職給料表の適用を受ける職員に係る北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第66号）による給料の切替えその他の経過措置の例による。

（人事委員会規則への委任）
8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月29日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第68号
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外 の 学校 職員	1	円	円	円	円
	2	—	—	270,000	400,100
	3	147,400	162,900	283,600	408,800
	4	153,600	171,200	297,400	417,200
	5	160,800	180,200	311,100	425,600
	6	168,700	191,100	324,600	433,900
	7	177,700	198,000	337,800	441,600
	8	187,700	205,000	347,900	449,200
	9	194,300	212,400	358,000	456,400
	10	200,900	220,300	368,300	463,300
	11	207,500	231,300	377,000	470,000
	12	214,200	242,800	385,400	476,900
	13	221,100	254,400	393,400	484,000
	14	228,400	266,700	401,200	490,400
	15	235,600	279,400	408,700	495,600
	16	242,600	292,500	416,100	499,500
	17	249,700	306,100	423,300	
	18	256,200	319,500	430,000	
	19	262,600	332,100	436,600	
	20	269,100	342,000	443,100	
再任用職員	21	274,900	351,800	448,900	
	22	280,200	361,700	454,300	
	23	285,100	370,000	458,900	
	24	289,800	378,200	463,100	
	25	293,900	385,800	466,800	
	26	297,300	392,600	469,900	
	27	300,600	398,900	472,700	
	28	303,900	404,600		
	29	306,300	409,800		
	30	308,100	414,600		
	31	309,900	419,400		
	32	311,600	424,100		
	33	313,300	428,100		
	34	315,000	432,300		
	35		436,200		
	36		439,800		
	37		442,200		
	38		444,600		
	39		447,000		
	40		449,400		
	41		451,800		
			454,200		
再任用職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴う学校職員の給料の切替えその他の経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第 67 号）附則第 2 項から第 8 項までの規定を準用する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第69号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第 3 項中「1 万4,000円」を「1 万3,500円」に改める。

第12条の 4 第 2 項第 2 号中「3,000円」の次に「(当該住宅が、当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、又は購入されたもので当該新築又は購入の日から起算して 5 年を経過した後のものその他人事委員会規則で定めるものである場合にあっては、2,000円)」を加える。

第22条第 2 項中「100分の170」を「100分の145」に改め、同条第 3 項中「100分の170」を「100分の145」に、「100分の90」を「100分の75」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額	10 級 給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	156,700	172,100	198,500	231,000	267,000	286,400	306,100	327,100	357,500	392,000
	3	163,300	179,300	206,600	247,600	285,200	305,200	325,900	347,300	377,800	415,800
	4	170,400	188,400	214,700	256,600	294,300	314,900	336,000	357,500	387,800	426,900
	5	177,400	198,300	222,000	265,700	303,500	324,900	346,000	367,700	397,800	437,400
	6	185,900	205,700	229,400	274,600	312,400	334,900	355,900	377,800	407,500	446,900
	7	195,600	213,100	236,700	283,700	321,200	344,800	365,700	387,600	417,200	456,400
	8	203,000	220,200	244,100	292,800	329,900	354,700	375,500	397,400	426,800	465,100
	9	210,300	226,900	252,200	301,900	338,600	364,300	385,100	407,000	436,300	474,100
	10	217,400	234,000	260,100	310,200	347,200	373,700	394,700	416,500	445,500	482,400
	11	224,100	241,700	268,100	318,500	355,200	383,100	404,200	426,000	454,000	490,900
	12	231,200	248,600	276,100	326,700	363,100	392,600	413,700	435,400	462,200	499,400
	13	238,600	256,400	284,100	334,900	370,800	401,900	423,100	444,200	470,500	508,000
	14	245,500	264,300	291,800	342,900	378,500	411,300	429,800	452,200	478,700	515,300
	15	253,300	272,100	299,500	349,900	386,100	419,900	436,200	459,500	486,700	519,500
	16	261,200	279,800	307,600	357,300	393,000	425,500	441,600	465,800	490,700	
	17	268,500	286,900	315,800	364,800	400,000	431,000	445,900	469,800	494,700	
	18	275,300	293,900	324,000	372,400	405,700	435,200	450,100	473,700	498,600	
	19	281,600	300,700	331,900	380,000	411,100	438,700	453,600	477,700		
	20	288,100	307,300	338,900	387,100	414,700	441,900	457,000	481,400		
	21	294,500	314,000	346,300	394,000	417,700	445,300	460,300	485,000		
	22	300,500	320,400	354,000	399,700	420,700	448,700	463,800			
	23	306,800	326,600	361,600	405,500	423,700	452,000				
	24	312,700	333,000	369,200	409,000	426,900	455,400				
	25	318,300	339,400	376,200	412,000	429,700	458,800				
	26	324,100	345,800	383,100	414,900	432,700	462,200				
	27	329,700	351,800	389,000	417,900						
	28	334,600	357,200	394,800	421,100						
	29	338,200	361,900	398,300	423,900						
	30	341,800	366,300	401,300	426,700						
	31	345,600	370,800	404,200							
	32	349,400	373,300	407,100							
	33	351,700	375,900	410,300							
	34		378,400	413,100							
	35		381,000	415,800							
	36		383,500								
再任用職員		242,900	253,100	262,200	276,400	304,700	324,700	341,400	362,200	388,900	420,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2（第5条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額	10 級 給料月額	11 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	120,600	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	124,300	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	128,100	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	131,900	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	134,400	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	138,800	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	143,300	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	148,500	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	154,300	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	160,200	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	166,500	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	171,100	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	174,600	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	177,600	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	180,300	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17	182,800	240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18	184,800	243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19	186,800	244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20	188,400		294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300	430,600				
	24			302,000	355,200	376,400	416,700	434,100				
	25			303,900	357,600	379,000		437,600				
	26			305,700	359,800	381,600		441,100				
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第3（第5条関係）

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	250,400	300,700	328,400
	2	136,800	214,300	259,100	314,100	339,600
	3	140,800	222,700	268,100	327,000	350,800
	4	145,800	231,200	278,100	338,000	362,000
	5	151,600	238,900	291,600	349,100	373,100
	6	161,400	246,500	304,900	360,200	383,900
	7	170,700	253,900	317,600	371,200	397,700
	8	180,200	260,800	326,000	382,000	411,300
	9	189,900	268,400	334,400	392,700	424,500
	10	200,100	275,600	342,700	403,300	433,700
	11	210,700	282,600	350,500	413,800	442,400
	12	217,100	288,700	358,000	422,200	450,700
	13	223,200	294,400	365,300	429,000	458,700
	14	227,700	300,100	372,200	435,800	465,200
	15	231,300	304,600	379,000	442,400	470,100
	16	235,100	309,100	385,300	446,700	474,100
	17	238,700	313,300	391,200	449,800	477,900
	18	242,500	316,300	394,100	453,100	481,600
	19	245,700	319,200	397,000	456,500	485,400
	20	248,900		399,600	459,800	489,100
	21	252,100		402,500	463,200	492,700
	22	255,200		405,200	466,700	496,300
	23	257,000		408,100	470,000	500,000
	24			410,900	473,300	
	25			413,800	476,800	
	26			416,900		
	27			419,800		
	28			422,700		
再任用職員		220,300	250,600	289,100	341,000	367,100

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,100	296,700	340,400
	2	134,500	183,500	268,300	310,500	352,500
	3	138,900	193,300	281,700	324,300	364,800
	4	144,000	202,400	294,900	338,200	377,100
	5	150,300	211,500	308,300	348,900	389,000
	6	157,800	221,000	322,000	358,700	401,600
	7	166,300	232,500	335,600	368,300	414,400
	8	175,300	243,800	345,600	377,900	427,900
	9	183,600	255,100	354,900	387,200	441,100
	10	190,900	264,900	363,400	396,300	454,100
	11	198,300	275,100	371,000	405,200	467,000
	12	206,000	285,000	377,800	413,900	479,400
	13	213,700	292,200	384,200	422,400	491,600
	14	221,500	298,900	390,300	430,700	503,300
	15	229,700	305,600	396,300	438,300	514,800
	16	238,000	312,200	402,200	445,800	526,100
	17	244,300	318,800	407,300	453,200	537,700
	18	250,400	325,500	411,600	460,500	548,100
	19	256,500	331,900	416,000	467,000	555,900
	20	262,400	338,200	420,000	473,700	562,800
	21	267,800	344,500	423,900	478,700	568,700
	22	273,100	349,300	427,700	483,200	573,900
	23	278,200	353,400	431,500	487,000	577,900
	24	283,200	356,200	434,900		
	25	287,900	359,000	438,200		
	26	291,700	361,800			
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
	32	306,600				
再任用職員		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項中「移転した場合」の次に「（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は部局に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）」を加え、「この条」を「この項」に、「同じ」を「この項において「異動等後の支給割合」という」に、「に達しない」を「（同条第2項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しない」に、「3年」を「2年」に、「、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は部局に在勤するものとした場合に同条の規定により支給されることとなる調整手当（当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は部局に係る調整手当の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の支給割合による調整手当）」を「（第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）」、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当」に、「さらに」を「更に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の日以後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

第13条第2項中「月額」を「額」に、「応じて」を「応じ」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000

円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第13条第2項第2号中「2,000円（」を「支給単位期間につき、2,000円（」に改め、同項第3号中「1箇月」を「支給単位期間」に、「前号に掲げる額」を「支給単位期間につき、前号に定める額」に改め、同項第4号中「応じ、」の次に「第1号及び第2号若しくは前号に定める額（1箇月当たりの）」を加え、「及び第2号若しくは第3号」を「及び第2号又は前号」に、「掲げる額」を「定める額」に、「（その額が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した」を「が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に、「又は第2号若しくは第3号」を「又は第2号若しくは前号」に改め、同条第3項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が2万円を超えるときは、2万円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第13条第4項中「月額」を「額」に改め、同条第5項中「の支給」の次に「及び返納」を加え、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

第22条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の75」を「100分の85」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第52号)を含む。)又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第32号)附則第2項若しくは第3項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項若しくは第26条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)第4条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。この項後段において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員(北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「警察職員給与条例」という。)、北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。)、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。))及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。))の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。)となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委

員会規則で定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日))において職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(警察職員給与条例第13条の2第2項、道職員給与条例第11条の2第2項及び学校職員給与条例第10条の2の5第2項(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。))に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。)、特勤勤務手当(警察職員給与条例第14条の3、道職員給与条例第12条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。)、へき地手当(学校職員給与条例第11条の3の規定(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。))による手当を含む。)、及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の1.13を乗じて得た額に、8(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある者にあつては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数)を乗じて得た額

- (2) 職員に対し平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.13を乗じて得た額
(調整手当に関する経過措置)

- 6 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の警察職員給与条例第12条の3の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第2条の規定による改正後の警察職員給与条例第12条の3の規定の適用については、同条第1項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は部局に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動

等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第2項中「前項」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第69号)附則第6項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。